

○伊勢広域環境組合建設工事等指名入札参加資格審査委員会規程

平成 13 年 5 月 17 日

組合規程第 9 号

改正 平成 18 年 3 月 29 日

平成 19 年 10 月 31 日

平成 20 年 3 月 26 日

平成 23 年 1 月 25 日

平成 29 年 2 月 8 日

(目的)

第 1 条 この規程は、伊勢広域環境組合契約規則（平成 13 年規則第 14 号）第 16 条に規定する指名競争入札又は一般競争入札により当組合が執行する建設工事等に関し、請負業者の指名について、必要な資格審査を行ない、もって工事の適正な執行を図り、契約の履行を確保することを目的とする。

(設置)

第 2 条 管理者は、前条の目的を達成するため、伊勢広域環境組合建設工事等指名入札参加資格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次の事項を審査する。

- (1) 入札参加業者の資格及び等級別格付に関すること。
- (2) 等級別に対応する標準発注額の基準設定に関すること。
- (3) 伊勢広域環境組合請負工事に係る不正行為による業者の指名停止期間の決定に関すること。
- (4) 設計価格 5,000 万円以上の建設工事等の指名競争入札参加業者の選定及び契約の発注条件に関すること。
- (5) 予定価格 500 万円以上の物品の買入れその他の契約の入札参加業者の選定及び契約の発注条件に関すること。
- (6) その他管理者が特に必要と認めたこと。

(委員)

第 4 条 委員会は、4 名の委員をもって組織し、委員には、伊勢広域環境組合副管理者を充てる。

2 委員は、会議に出席できないときは、その所属する市町の職員で管理者が指名する者を委員の代理として出席させることができる。

3 前項の規定により、委員の代理として出席した者は、委員とみなす。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長、副委員長を置き委員の互選によりこれに充てる。

2 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

(報告)

第 7 条 委員長は、委員会の審査結果を速やかに管理者に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(その他)

第9条 委員会について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月29日組合規程第1号)

この規程は、公布の日から施行し、平成17年11月1日から適用する。

附 則 (平成19年10月31日組合規程第2号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日組合規程第2号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年1月25日組合規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年2月8日組合規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。